

**今回の紹介地区 No.153 川根本町(川根本町農業総合支援協議会)**  
 高齢化に直面するなかで積極的に耕作放棄地の解消に取り組んでいる事例

**解消取組の概要**

耕作放棄地解消確認面積(農用地区域内): 6 ha(H22年度)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 0.5ha

[主な解消事例] 解消面積: 0.13ha

実施期間: 平成23年11月28日～平成24年3月26日

取組のきっかけ: 地域推進協議会が中心となり、引受け手の掘り起こしと該当農地のマッチング作業を行ったことにより、取組が具体化。

調整経緯: 地域推進協議会と町職員が地権者と引受け手との調整を実施。

取組主体: 認定農業者(作付作物: ねぎ)

作業内容: 再生作業、営農定着



再生作業前



再生作業中



再生作業後

**地域の取組の特徴**

川根本町の高齢化率は41%に達しているが、町内の集落毎に設置している地域推進協議会(農政推進員・農業委員等で構成)の啓発活動により、自己再生を中心として耕作放棄地の解消が進み、平成22年度の耕作放棄地全体調査において解消率約30%※を達成。

※ 農地として復元利用すべき耕作放棄地面積21haのうち、解消面積は6ha(農用地区域)。

**今後の予定**

高齢化のため、新たな耕作放棄地が毎年発生している状況であるが、引き続き地域推進協議会の活動に力を入れるとともに、自己解消が難しい農地と規模拡大を目指す認定農業者との調整を強化していく予定。

問い合わせ先: 川根本町農業総合支援協議会 川根本町役場 産業課 0547-56-2226

**今回の紹介地区 No.154 白川町(白川町耕作放棄地対策協議会)**

高齢化に直面するなかで積極的に耕作放棄地の解消に取り組んでいる事例

**解消取組の概要**

耕作放棄地解消確認面積(農用区域内): 0.6ha (H22年度)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 0.2ha

[主な解消事例] 解消面積: 0.1ha

実施期間: 平成24年2月14日～平成24年3月26日

取組のきっかけ: 本農地は土地条件が悪く、耕作放棄されていた。地区内で集落営農組織が設立され、農業者から相談を受けた集落営農組織が地域協議会に働きかけ、取組が具体化。

調整経緯: 地域協議会が地権者と集落営農組織との調整を実施。

取組主体: 集落営農組織(作付作物: 大豆)

作業内容: 雑草の刈払、基盤整備、整地、土壌改良



再生作業前



再生作業中



再生作業後

**地域の取組の特徴**

白川町の高齢化率は35%に達する一方、集落営農組織の設立により集落ぐるみで地域の耕作放棄地を解消。高齢化に直面するなかにも、地域協議会と集落営農組織が連携して耕作放棄地の解消に取り組んでいる。

**今後の予定**

再生した農地については、集落営農組織の小野水田組合が大豆を蒔き、秋に収穫する予定。

問い合わせ先: 白川町耕作放棄地対策協議会 0574-72-1311(内272)

**今回の紹介地区 No.155 宮城県 南三陸町 歌津地区**

ボランティア団体と連携し耕作放棄地解消に取り組んだ事例

**被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の概要**

対象面積:0.7ha

実施期間:平成24年1月23日～平成24年3月31日

取組のきっかけ:被災後、社団法人 O.G.A.forAIDが農業を通じた被災者支援活動に着手。町が本事業を紹介し、取組みが具体化。

調整経緯:町と社団法人 O.G.A.forAIDが調整を図り、実施に至る。

取組主体:社団法人 O.G.A.forAID (被災農家を2人雇用)(作付作物:路地野菜)

作業内容:伐採、伐根、整地、土壌改良



再生作業前



再生作業中



再生作業後

**ボランティア団体の概要**

社団法人「O.G.A.forAID」は、東日本大震災の被災者支援のために設立され、南三陸町の復興に向けたボランティア活動を実施。

南三陸町の中心産業は漁業であるが、津波で漁港一体は壊滅的な被害を受け、多くの被災者は仮設住宅での生活を余儀なくされている。このような状況のなか、農業を通じて「働く習慣や喜び」をもたらすため、23年6月末から荒廃した農地を再生し野菜栽培を行う「農業プロジェクト」を行っている。

なお、本法人はこの他に約2haの耕作放棄地を自助努力により再生。

**今後の予定**

法人が独自に策定した事業計画「グリーン・ファーマーズ・アソシエーション(GFA)」に基づき、地域の復興、職場の提供、経済の強化を目標として農業を再建するため、更なる経営規模の拡大や雇用の促進、販路拡大につながる取組みを行う予定。

問い合わせ先:南三陸地域耕作放棄地対策協議会 0226-46-1378 (産業振興課内)

**今回の紹介地区 No.156 鯖江市農業再生協議会**

鳥獣被害防止対策と耕作放棄地対策の効果的な連携の事例

**解消取組の概要**

耕作放棄地解消確認面積(農用地区域内): 1ha(H21年度)

うち耕作放棄地再生利用推進事業による解消面積: 0.19ha

実施期間: 平成21年3月16日～平成21年7月29日

取組のきっかけ: 獣害に悩んでいる集落において、近隣農業者が耕作放棄地の解消に取り組むことを具体化。

調整経緯: 市および集落が連携し、地権者と引受け手との調整を行い、実施に至る。

取組主体: 近隣農業者(作付作物: ソバ)

作業内容: 再生作業、土壌改良

**地域の取組の特徴**

イノシシ被害にあっている山際の農家が個々に電気柵に対応していたが、集落で協議を重ね、集落ぐるみで山際に電気柵を設置する対策へ移行。しかし、イノシシが山際を回り込んで隣接する集落から侵入するようになったため、周辺4集落で「河和田東部美しい山里の会」を設立。市や集落代表者で協議を重ね、集落を超えた電気柵や牛の放牧による緩衝帯の設置など地域ぐるみの取組を実施。



牛の放牧による再生作業

特に、牛の放牧については、お年寄りから子供まで幅広く牛の見学に訪れるようになり、今まで鳥獣被害に関心のなかった住民への対策の理解増進に貢献。



営農状況(親子体験)

また、「社団法人 ふくい・くらしの研究所」が集落の協力を得て耕作放棄地を自主解消し、市民農園を設立して親子での農業体験を行っている。

**今後の予定**

牛の放牧による緩衝帯の設置等の獣害対策や市民農園の取組みなどを地域外の人達を交え、一緒に地域のにぎわいを図っていく。

問い合わせ先: 鯖江市農業再生協議会 0778-53-2233(鯖江市農林政策課)